

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月27日
【計算期間】	第9期（自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日）
【ファンド名】	アリコ グローバル・テクノロジー・ファンド
【発行者名】	AIGインベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋 元 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5806
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

グローバル・テクノロジー マザーファンドC（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、世界各国の株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）※に属します。

※「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

③ファンドの特色

- ・マザーファンドを通じて世界各国（エマージング諸国も含みます。）のテクノロジー関連株式を中心に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。
- ・マザーファンドの運用にあたっては、AIG サンアメリカ・アセット・マネジメント・コープから運用に関する投資助言を得て行います。
- ・マザーファンドはMSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指して積極的な運用を行います。

※MSCIワールド・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界主要国の株価指数を各国の株式時価総額をベースに合成したものです。なお、MSCIワールド・インデックスはMSCI Inc. の知的財産であり、その著作権、知的財産権の一切は同社に帰属します。

- ・いつでもお買付、ご換金ができます。（ただし、ロンドン、ニューヨークの銀行または取引所が休業日の場合を除きます。）
 - ・運用にあたってはファミリーファンド方式※を採用し、主としてグローバル・テクノロジー マザーファンドCの受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みになっています。
- ※ファミリーファンド方式とは、各投資家の投資した資金で直接構成される各ファンド（ベビーファンド）の資金を束ねて合同運用を行うため、別途設けられるマザーファンドの受益証券に各ベビーファンドが投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで一括して行う方式をいいます。当ファンドはファミリーファンド方式におけるベビーファンドに該当し、マザーファンドには当ファンド以外のベビーファンドが投資することがあります。

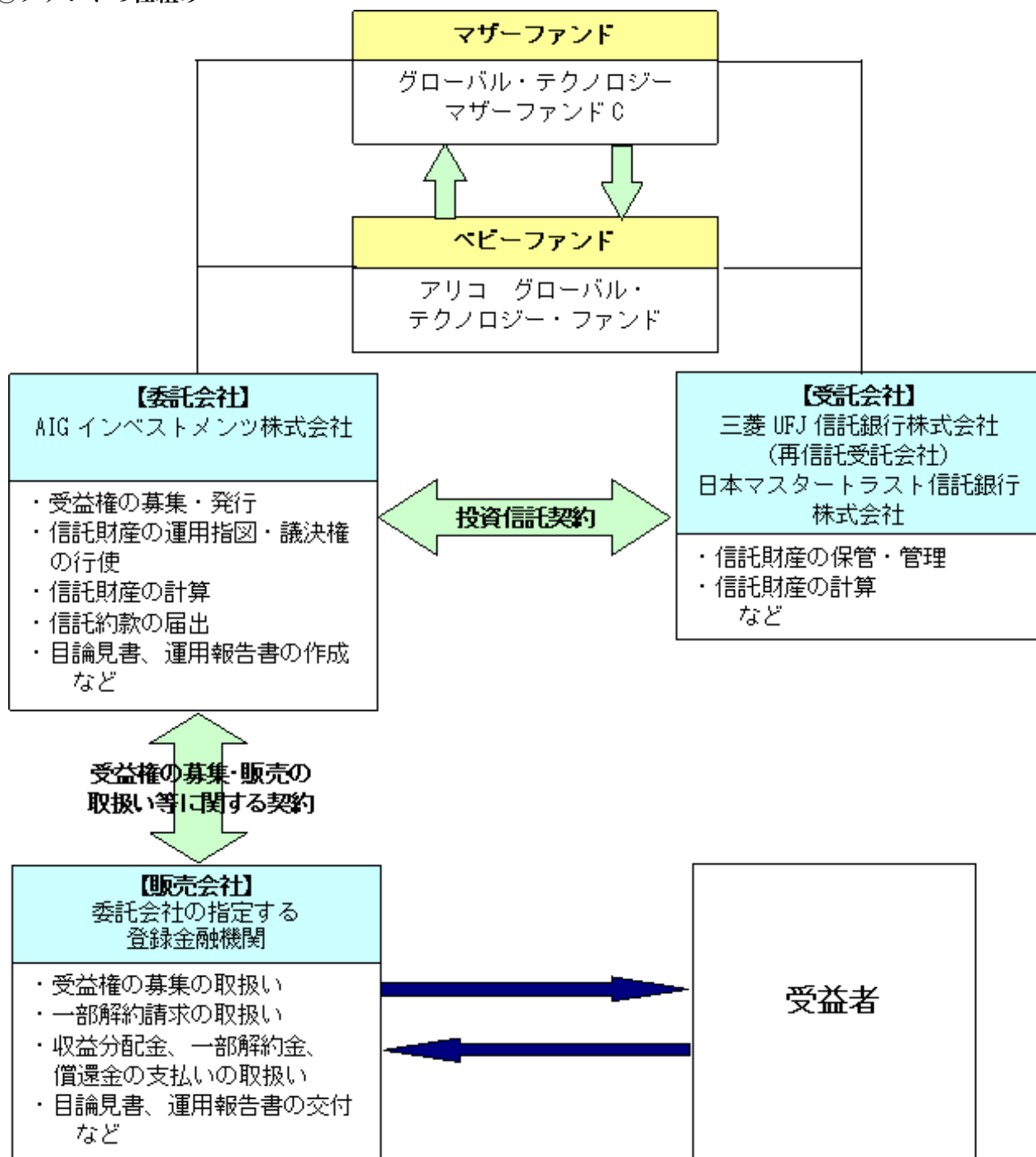
④信託金限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取決め等が定められています。

※受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

（ご参考）

当ファンドの主要投資対象であるグローバル・テクノロジー マザーファンドCの運用にあたっては、次の投資助言会社と投資助言契約を締結し、運用に関する投資助言を得て行います。

AIG サンアメリカ・アセット・マネジメント・コープ

Harborside Financial Center, 3200 Plaza Five, Jersey City, New Jersey 07311, U.S.A.

※投資助言契約とは、委託会社と委託会社に対して信託財産の運用に関する助言を提供するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用に資する投資情報および助言の提供内容、報酬等が定められています。

②委託会社の概況

- ・資本金の額 2,150,000,000円（平成20年12月末日現在）

- ・会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

- ・大株主の状況（平成20年12月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
AIG Global Investment Corp.	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10270 ニューヨーク市パイン・ストリート 70	41,000株	100%

- ・AIGインベストメンツ株式会社（委託会社）は、世界的な保険・金融サービスグループであるAIG（アメリカン・インターナショナル・グループ）の資産運用事業部門「AIG Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・金融法人等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。
- ・当社が属する資産運用グループ AIG Investments は、世界46拠点で2,100名を超える投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界130以上の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。（平成20年9月末日現在）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、世界各国の株式へ投資することにより、長期的に信託財産の成長を目指します。

②運用方法

- 1）マザーファンド受益証券への投資を通じて世界各国（エマージング諸国も含みます。）のテクノロジー関連株式を中心に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。
- 2）マザーファンドは、MSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指して積極的な運用を行います。
- 3）有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 4）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

※市況動向、資金動向等によっては、前記のような運用を行うことができない場合があります。

（2）【投資対象】

①運用の指図範囲

委託会社は信託金を、主としてAIGインベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるグローバル・テクノロジー マザーファンドCの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前記20.の有価証券の性質を有するもの。

なお、前記1.の証券または証書、前記12.ならびに17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から6.までの証券および前記12.ならびに17.の証券または証書のうち前記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13.の証券および前記14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

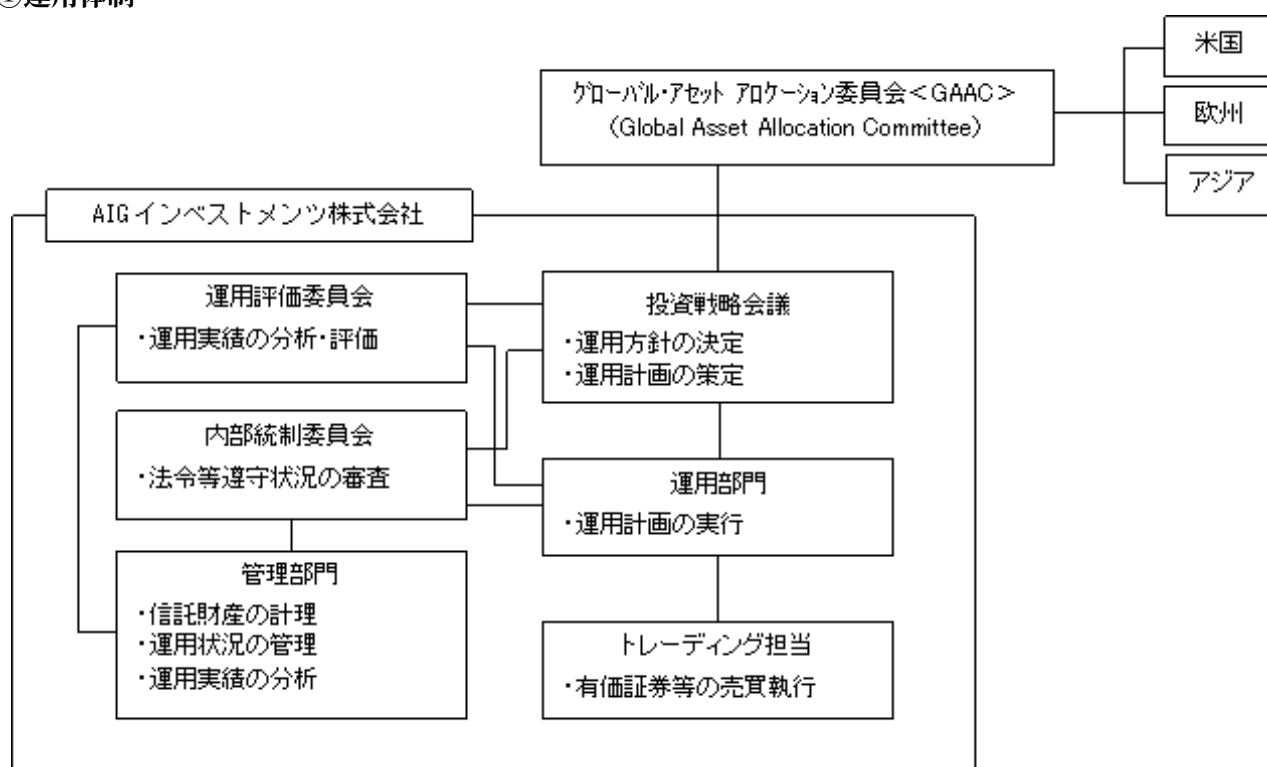
- ②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

- ③前記①の規定にかかわらず、この投資信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記②1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

①運用体制



②運用のプロセス

1) グローバル・アセット アロケーション委員会(Global Asset Allocation Committee <GAAC>)

- ・AIGグループの世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織されています。
- ・毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。
- ・定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2) 運用計画の決定と実行

- ・月1回投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。
- ・運用部門（株式運用本部19名、債券運用本部10名）のファンドマネジャーは具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。
- ・有価証券等の売買はトレーディング担当（株式トレーダー2名、債券トレーダー3名）において執行されます。

3) パフォーマンス評価と法令等遵守状況の審査

- ・運用評価部（5名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・コンプライアンス部（7名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

※前記の運用体制等は平成20年12月末現在のものであり、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

- ①年１回の毎決算時（原則として毎年11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。
- １）分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ２）分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。
 - ３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき運用の基本方針と同一の運用を行います。
- ②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- １）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ２）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ３）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ③収益分配金の支払い
- １）収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
 - ２）前記１）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ３）前記１）に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとしします。
 - ４）受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ５）受託会社は、前記４）の規定により委託会社の指定する預金口座等々に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】**・信託約款による投資制限****①株式への投資割合**

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建て資産への投資割合

外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④投資信託証券への投資割合

マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。ただし、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲

- 1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2）前記1）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象②1. ～6. に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑩1）～3）で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩1）～3）で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象②1. ～6. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象②1. ～6. に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩1)～3)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑪スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号

の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) 1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図についてはこの限りではありません。
- 3) 前記2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

・法令等による投資制限

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含

みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）グローバル・テクノロジー マザーファンドCの概要

①基本方針

世界各国の株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を目指します。

②投資態度

- 1) 世界各国（エマージング諸国を含みます。）の株式市場を投資対象として、テクノロジー関連株式を中心に企業の収益性、成長性、安定性を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資します。
- 2) MSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指して積極的な運用を行います。
- 3) 外貨建て資産の為替変動リスクに対しては、市況動向等に応じて適宜為替ヘッジ等を活用し、リスクの低減を図ることができます。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 6) 運用にあたっては、次の投資助言会社と契約を締結し、運用に関する投資助言を得て行います。

AIG サンアメリカ・アセット・マネジメント・コープ

Harborside Financial Center, 3200 Plaza Five, Jersey City, New Jersey 07311, U.S.A.

3【投資リスク】

（１）当ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式など値動きのある有価証券（外国の有価証券には為替変動もあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様方に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご確認のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、主要投資対象をマザーファンド受益証券としていしますので、マザーファンドが有する同様のリスクを間接的に受けます。

①価格変動リスク

当ファンドが投資する株式は、一般に、経済、社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②為替変動リスク

当ファンドは外貨建て資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。一般に外国為替相場は各国の金利動向、政治・経済情勢その他要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価額が変動し、基準価額が下落することがあります。

③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。当ファンドの投資対象国には、いわゆるエマージング諸国が含まれています。エマージング諸国への投資には、先進国と比べて大きなカントリーリスクが伴います。

④流動性リスク

有価証券等を売買しようとする場合に当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因になることがあります。

⑤信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け当ファンドの基準価額が下落することがあります。

⑥その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行（カウンターパーティー）リスクが伴います。

2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

5. 資産規模に関するリスク

ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6. 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、残存口数が15億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7. お申込み、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ロンドン、ニューヨークの銀行または取引所の休業日と同日の場合には、お申込みおよび解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約請求を取消すことがあります。

8. ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9. ベンチマークに関する留意点

当ファンドはMSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマーク（ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標）として使用しますが、ベンチマークは当ファンドの運用成果そのものを表わすものではありません。また、当ファンドは特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド（いわゆる「インデックス・ファンド」）ではありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

①運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

②コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

③内部統制委員会

月1回開催し、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

④運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。各販売会社の申込手数料については、販売会社もしくは委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.0475%（税抜

1.95%) の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分については、純資産総額に応じて次の通りとします。

純資産総額		委託会社	販売会社	受託会社
75億円未満の部分	税込	0.918750%	1.002750%	(税込) 0.126% (税抜) 0.120%
	税抜	0.875000%	0.955000%	
75億円以上300億円未満の部分	税込	0.892500%	1.029000%	
	税抜	0.850000%	0.980000%	
300億円以上525億円未満の部分	税込	0.879375%	1.042125%	
	税抜	0.837500%	0.992500%	
525億円以上750億円未満の部分	税込	0.866250%	1.055250%	
	税抜	0.825000%	1.005000%	
750億円以上1,200億円未満の部分	税込	0.853125%	1.068375%	
	税抜	0.812500%	1.017500%	
1,200億円以上1,500億円未満の部分	税込	0.840000%	1.081500%	
	税抜	0.800000%	1.030000%	
1,500億円以上2,400億円未満の部分	税込	0.826875%	1.094625%	
	税抜	0.787500%	1.042500%	
2,400億円以上の部分	税込	0.813750%	1.107750%	
	税抜	0.775000%	1.055000%	

※前記は年率表示です。

※「税」とは消費税等相当額をいいます。

- ②委託会社の報酬には、当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用に関する助言業務を行う投資助言会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。
- ③信託報酬は、毎年5月30日および11月30日（当該日が休業日の場合はその翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。
- ②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- ③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。
- ④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記（１）～（４）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

- ①個人の受益者に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、上場株式等の配当等（上場株式の配当金、公募株式投資信託の分配金等）の金額の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）を超える場合には、その超える年分については確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択する必要があります。

申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、上場株式等の配当等の金額の合計額のうち100万円以下の部分に対しては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

- ・一部解約時および償還時の差益については、平成21年1月1日からは譲渡所得として申告分離課税が適用され、その税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、上場株式等の譲渡益（上場株式の譲渡益、公募株式投資信託の解約・償還差益等）の金額の合計額のうち、500万円以下の部分については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

②法人の受益者に対する課税

＜平成21年3月31日まで＞

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

＜平成21年4月1日以降＞

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

※ 1 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ①受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ②同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③一般コースと累積投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 2 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

※前記は、平成20年12月末現在であり、税法等が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	355,697,305	99.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,075,478	0.58
合計（純資産総額）		357,772,783	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<ご参考> グローバル・テクノロジー マザーファンドC

(平成20年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	298,666,014	83.97
	イスラエル	7,241,436	2.04
	ガーンジー島	6,323,307	1.78
	バミューダ	2,796,714	0.79
	フィンランド	2,729,079	0.77
	小 計	317,756,550	89.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		37,933,189	10.66
合計（純資産総額）		355,689,739	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入銘柄（平成20年12月30日現在）

国名	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	グローバル・ テクノロジー マザーファンドC	1,112,945,261	0.3382	376,398,087	0.3196	355,697,305	99.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2. 種類別比率（平成20年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.42
合計	99.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜ご参考＞グローバル・テクノロジー マザーファンドC

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入銘柄上位30位（平成20年12月30日現在）

国／ 地域	種 類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MCAFFEE INC	ソフトウェア・サービス	4,900	2,760.93	13,528,605	3,018.55	14,790,918	4.16
アメリカ	株式	HEWLETT PACKARD CO.	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,400	3,211.53	14,130,768	3,238.84	14,250,928	4.01
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,460	3,055.87	13,629,211	3,104.12	13,844,388	3.89
アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア・サービス	8,770	1,464.67	12,845,179	1,567.53	13,747,295	3.86
アメリカ	株式	EMC CORP/MASS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14,500	962.18	13,951,712	936.69	13,582,131	3.82
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	500	26,668.14	13,334,074	27,074.14	13,537,071	3.81
アメリカ	株式	FISERV INC	ソフトウェア・サービス	4,280	3,107.76	13,301,230	3,145.08	13,460,970	3.78
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8,850	1,505.63	13,324,880	1,457.39	12,897,904	3.63
アメリカ	株式	MACROVISION SOLUTIONS CORP	ソフトウェア・サービス	11,900	1,070.51	12,739,102	1,055.94	12,565,781	3.53
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	2,400	4,784.53	11,482,888	4,749.03	11,397,684	3.20
アメリカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS CRP	ソフトウェア・サービス	6,800	1,747.77	11,884,876	1,577.54	10,727,339	3.02
アメリカ	株式	CA INC	ソフトウェア・サービス	6,600	1,556.43	10,272,466	1,613.05	10,646,140	2.99
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,240	8,435.75	10,460,330	7,884.10	9,776,294	2.75
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	5,620	1,840.62	10,344,321	1,725.92	9,699,719	2.73
アメリカ	株式	ADOBE SYS INC	ソフトウェア・サービス	5,100	2,108.25	10,752,099	1,867.93	9,526,471	2.68
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	7,100	1,256.21	8,919,119	1,286.25	9,132,402	2.57
アメリカ	株式	INTL BUS MACHINES CO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,230	7,428.04	9,136,499	7,396.18	9,097,310	2.56
アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	9,300	872.06	8,110,226	892.09	8,296,474	2.33
アメリカ	株式	LAWSON SOFTWARE INC	ソフトウェア・サービス	20,200	356.83	7,208,119	404.17	8,164,298	2.30
アメリカ	株式	NUANCE COMMUNICATIONS INC	ソフトウェア・サービス	9,000	835.65	7,520,898	863.87	7,774,872	2.19
イスラエル	株式	CHECK POINT SOFTWARE TECH	ソフトウェア・サービス	4,300	1,876.12	8,067,351	1,684.05	7,241,436	2.04
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	2,450	2,605.27	6,382,932	2,815.55	6,898,116	1.94
ガンジー島	株式	AMDOCS LTD	ソフトウェア・サービス	3,800	1,690.73	6,424,810	1,664.02	6,323,307	1.78
アメリカ	株式	COMPUTER SCIENCES CORP	ソフトウェア・サービス	2,000	2,536.09	5,072,191	3,034.02	6,068,059	1.71
アメリカ	株式	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	半導体・半導体製造装置	5,700	871.15	4,965,595	1,063.23	6,060,413	1.70

アメリカ	株式	BROCADE COMMUNICATIONS SYS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	21,400	293.11	6,272,695	253.06	5,415,556	1.52
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	2,330	2,017.22	4,700,133	2,061.82	4,804,062	1.35
アメリカ	株式	ASPEN TECHNOLOGY INC	ソフトウェア・サービス	7,700	632.65	4,871,470	559.83	4,310,725	1.21
アメリカ	株式	CITRIX SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	2,000	2,426.85	4,853,719	2,123.72	4,247,459	1.19
アメリカ	株式	MICROSEMI CORP	半導体・半導体製造装置	3,900	1,774.17	6,919,281	1,061.40	4,139,498	1.16

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別比率（平成20年12月30日現在）

種類	業種	投資比率（％）
株式	ソフトウェア・サービス	50.45
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	24.62
	半導体・半導体製造装置	13.26
	資本財	1.01
合計		89.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1期末 （平成12年11月30日）	(分配付) (分配落)	1,133,327,958 1,133,327,958	(分配付) (分配落)	7,358 7,358
第2期末 （平成13年11月30日）	(分配付) (分配落)	850,873,527 850,873,527	(分配付) (分配落)	5,265 5,265
第3期末 （平成14年12月2日）	(分配付) (分配落)	546,986,535 546,986,535	(分配付) (分配落)	3,369 3,369
第4期末 （平成15年12月1日）	(分配付) (分配落)	615,875,020 615,875,020	(分配付) (分配落)	3,834 3,834
第5期末 （平成16年11月30日）	(分配付) (分配落)	659,750,053 659,750,053	(分配付) (分配落)	4,130 4,130
第6期末 （平成17年11月30日）	(分配付) (分配落)	769,144,443 769,144,443	(分配付) (分配落)	4,836 4,836
第7期末 （平成18年11月30日）	(分配付) (分配落)	764,148,205 764,148,205	(分配付) (分配落)	4,904 4,904
第8期末 （平成19年11月30日）	(分配付) (分配落)	782,837,908 782,837,908	(分配付) (分配落)	5,030 5,030
第9期末 （平成20年12月1日）	(分配付) (分配落)	379,042,424 379,042,424	(分配付) (分配落)	2,438 2,438
平成19年12月末		807,170,699		5,187
平成20年1月末		647,589,923		4,161
2月末		649,917,386		4,176
3月末		599,523,466		3,852
4月末		671,926,810		4,318
5月末		714,548,883		4,591
6月末		674,068,419		4,331
7月末		668,675,140		4,297
8月末		699,454,012		4,496
9月末		525,846,673		3,383
10月末		429,351,325		2,762
11月末		380,107,704		2,445
12月末		357,772,783		2,302

②【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1期	自 平成12年 4月 4日 至 平成12年11月30日	0円
第2期	自 平成12年12月 1日 至 平成13年11月30日	0円
第3期	自 平成13年12月 1日 至 平成14年12月 2日	0円
第4期	自 平成14年12月 3日 至 平成15年12月 1日	0円
第5期	自 平成15年12月 2日 至 平成16年11月30日	0円
第6期	自 平成16年12月 1日 至 平成17年11月30日	0円
第7期	自 平成17年12月 1日 至 平成18年11月30日	0円
第8期	自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	0円
第9期	自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日	0円

③【収益率の推移】

期 間		収益率
第1期	自 平成12年 4月 4日 至 平成12年11月30日	△26.4%
第2期	自 平成12年12月 1日 至 平成13年11月30日	△28.4%
第3期	自 平成13年12月 1日 至 平成14年12月 2日	△36.0%
第4期	自 平成14年12月 3日 至 平成15年12月 1日	13.8%
第5期	自 平成15年12月 2日 至 平成16年11月30日	7.7%
第6期	自 平成16年12月 1日 至 平成17年11月30日	17.1%
第7期	自 平成17年12月 1日 至 平成18年11月30日	1.4%
第8期	自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	2.6%
第9期	自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日	△51.5%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1計算期間については前期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当期末分配付基準価額－前期末分配落基準価額）÷前期末分配落基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年4月4日	投資信託契約締結、設定、運用開始
平成15年6月2日	主要投資対象からグローバル・テクノロジー マザーファンドAおよびグローバル・テクノロジー マザーファンドBの受益証券を削除

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1）取得申込の受付

受益権の取得申込は、申込期間中の販売会社の営業日とします。（ただし、お申込日がロンドン、ニューヨークの銀行または取引所の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込の受付は行いません。）

お申込みの受付は、販売会社の営業日の午後2時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

※運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みを取消することができます。

2）申込単位・申込価額

1. 申込単位

10万円以上1万円単位または10万円以上1円単位とし、販売会社が独自に定めます。

また、収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

なお、販売会社によっては、所定の条件により前記と異なる取扱いをする場合があります。

2. 申込価額

お申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定めた申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、当該計算期間終了日の基準価額とします。

※詳細は販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万円以上1円単位もしくは1口単位のいずれか販売会社の定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、所定の条件により前記と異なる取扱いをする場合があります。

2. 一部解約の請求の受付は、販売会社の営業日の午後2時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとします。（ただし、一部解約の請求日がロンドン、ニューヨークの銀行または取引所の休業日と同

日の場合には、受益権の一部解約の請求の受付は行いません）これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日のお取扱いとなります。

3. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
4. 委託会社は、一部解約の実行請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
5. 一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
6. 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止することができます。
7. 一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記5.の規定に準じて算出された価額とします。
8. 一部解約の価額については、委託会社の営業日に日々算出されます。当該価額は販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

9. 解約代金のお支払いは、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目からとします。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額により評価します。マザーファンドにおける組入外国株式の評価は、原則として計算日の前営業日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。

外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（下記「（5）その他 1）信託の終了」をご参照ください。）

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

1）信託の終了

1. 投資信託契約の解約

イ）委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が15億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ）委託会社は、前記イ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ）前記ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ）前記ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ）の投資信託契約の解約をしません。

ホ）委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ）前記ハ）からホ）までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じてい

る場合であって、前記ハ）の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3) 4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

6) 運用報告書

委託会社は、原則として毎決算時（毎年11月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8) 関係会社との契約の更改

販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。

ただし、販売会社と累積投資契約または別に定める契約を締結した受益者の収益分配金は、計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されます。この場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しない場合には、収益分配金を請求する権利を失うものとします。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等において支払われます。

③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、償還金を請求する権利を失うものとします。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、前計算期間（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、当計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前計算期間（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）及び当計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

アリコ グローバル・テクノロジー・ファンド

(1)【貸借対照表】

区分	注記 事項	前期 (平成19年11月30日現在)	当期 (平成20年12月1日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		8,549,838	8,710,765
親投資信託受益証券		777,379,233	376,398,087
未収入金		5,500,000	—
未収利息		89	54
流動資産合計		791,429,160	385,108,906
資産合計		791,429,160	385,108,906
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		528,697	373,326
未払委託者報酬		8,062,555	5,693,156
流動負債合計		8,591,252	6,066,482
負債合計		8,591,252	6,066,482
純資産の部			
元本等			
元本		1,556,268,450	1,554,513,740
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△773,430,542	△1,175,471,316
（分配準備積立金）		4,779,940	4,774,551
元本等合計		782,837,908	379,042,424
純資産合計		782,837,908	379,042,424
負債純資産合計		791,429,160	385,108,906

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 事項	前期 自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	当期 自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		21,073	23,857
有価証券売買等損益		35,907,203	△390,581,146
その他収益		282,427	513,184
営業収益合計		36,210,703	△390,044,105
営業費用			
受託者報酬		1,021,146	800,865
委託者報酬		15,572,457	12,213,062
営業費用合計		16,593,603	13,013,927
営業利益又は営業損失（△）		19,617,100	△403,058,032
経常利益又は経常損失（△）		19,617,100	△403,058,032
当期純利益又は当期純損失（△）		19,617,100	△403,058,032
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額（△）		45,966	△145,146
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△793,917,551	△773,430,542
剰余金増加額又は欠損金減少額		915,875	872,112
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		915,875	872,112
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△773,430,542	△1,175,471,316

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	当期 自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—	計算期間末日の取扱い 平成20年11月30日が休日のため、当計算期間末日を平成20年12月1日としており、このため当計算期間は367日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成19年11月30日現在)	当期 (平成20年12月1日現在)
1. 期首元本額	1,558,065,756円	1,556,268,450円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	1,797,306円	1,754,710円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,556,268,450口	1,554,513,740口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は773,430,542円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,175,471,316円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日	当期 自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	1,432,646円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	0円	0円
分配準備積立金額	3,347,294円	4,774,551円
当ファンドの分配対象収益額	4,779,940円	4,774,551円
当ファンドの期末残存口数	1,556,268,450口	1,554,513,740口
1万口当たり収益分配対象額	30.71円	30.71円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成19年11月30日現在)		当期 (平成20年12月1日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
親投資信託受益証券	777,379,233	34,965,091	376,398,087	△388,195,308
合計	777,379,233	34,965,091	376,398,087	△388,195,308

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	前期 (平成19年11月30日現在)	当期 (平成20年12月1日現在)
1口当たり純資産額	0.5030円	0.2438円
(1万口当たり純資産額)	(5,030円)	(2,438円)

(4)【附属明細表】**第1 有価証券明細表（平成20年12月1日現在）****(1) 株式**

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	グローバル・テクノロジー マザーファンドC	1,112,945,261	376,398,087	
合計			1,112,945,261	376,398,087	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「グローバル・テクノロジー マザーファンドC」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「グローバル・テクノロジー マザーファンドC」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成19年11月30日現在)	(平成20年12月1日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		74,898,926	38,182,087
コール・ローン		5,646,276	354,592
株式		702,041,223	339,297,833
未収入金		—	8,332,665
未収配当金		285,929	287,960
未収利息		58	2
流動資産合計		782,872,412	386,455,139
資産合計		782,872,412	386,455,139
負債の部			
流動負債			
未払金		—	10,019,685
未払解約金		5,500,000	—
流動負債合計		5,500,000	10,019,685
負債合計		5,500,000	10,019,685
純資産の部			
元本等			
元本		1,131,556,381	1,112,945,261
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△354,183,969	△736,509,807
元本等合計		777,372,412	376,435,454
純資産合計		777,372,412	376,435,454
負債純資産合計		782,872,412	386,455,139

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年12月1日 至 平成19年11月30日	自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日に計上しております。	—
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成19年11月30日現在)	(平成20年12月1日現在)
1. 期首元本額	1,156,793,218円	1,131,556,381円

期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	25,236,837円	18,611,120円
元本の内訳		
ファンド名		
アリコ グローバル・テクノロジー・ファンド	1,131,556,381円	1,112,945,261円
合計	1,131,556,381円	1,112,945,261円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託受益証券の総数	1,131,556,381口	1,112,945,261口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は354,183,969円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は736,509,807円であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成19年11月30日現在)		(平成20年12月1日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
株式	702,041,223	64,044,468	339,297,833	△206,152,993
合計	702,041,223	64,044,468	339,297,833	△206,152,993

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成19年11月30日現在)	(平成20年12月1日現在)
1口当たり純資産額	0.6870円	0.3382円
(1万口当たり純資産額)	(6,870円)	(3,382円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成20年12月1日現在）

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
米国ドル	FIRST SOLAR INC	290	124.84	36,203.60	
	ADOBE SYS INC	5,100	23.16	118,116.00	
	AMDOCS LTD	2,900	18.79	54,491.00	
	ASPEN TECHNOLOGY INC	7,700	6.95	53,515.00	
	CA INC	5,400	16.84	90,936.00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	6,100	20.61	125,721.00	
	CITRIX SYSTEMS INC	2,000	26.66	53,320.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS CRP	6,800	19.20	130,560.00	
	COMPUTER SCIENCES CORP	2,000	27.86	55,720.00	
	ELECTRONIC ARTS INC	2,560	19.06	48,793.60	
	FISERV INC	4,280	34.14	146,119.20	
	GOOGLE INC-CL A	500	292.96	146,480.00	
	INTUIT INC	2,330	22.16	51,632.80	
	LAWSON SOFTWARE INC	20,200	3.92	79,184.00	
	MACROVISION SOLUTIONS CORP	11,900	11.76	139,944.00	
	MCAFEE INC	4,900	30.33	148,617.00	
	MICROSOFT CORP	5,620	20.22	113,636.40	
	NUANCE COMMUNICATIONS INC	9,000	9.18	82,620.00	
	ORACLE CORPORATION	8,770	16.09	141,109.30	
	SALESFORECE.COM INC	2,450	28.62	70,119.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	2,400	52.56	126,144.00	
	APPLE INC	1,240	92.67	114,910.80	
	BROCADE COMMUNICATIONS SYS	21,400	3.22	68,908.00	
	CISCO SYSTEMS INC	8,850	16.54	146,379.00	
	CORNING INC.	4,950	9.01	44,599.50	
	EMC CORP/MASS	14,500	10.57	153,265.00	
	HEWLETT PACKARD CO.	4,400	35.28	155,232.00	
	INTL BUS MACHINES CO	1,230	81.60	100,368.00	
	NOKIA CORP-SPON ADR	2,000	14.17	28,340.00	
	QUALCOMM INC	4,460	33.57	149,722.20	
	SYNAPTICS INC	1,500	21.97	32,955.00	
	APPLIED MATERIALS INC	9,300	9.58	89,094.00	
	ATHEROS COMMUNICATIONS	3,000	14.60	43,800.00	
	INTEL CORP	7,100	13.80	97,980.00	
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	1,800	19.95	35,910.00	
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	4,900	5.80	28,420.00	
	MEMC ELECTRONIC MATERIALS	1,930	15.02	28,988.60	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INCORPORATED	800	18.50	14,800.00	
	MICROSEMI CORP	3,900	19.49	76,011.00	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	5,700	9.57	54,549.00	
	NVIDIA CORP	5,250	7.47	39,217.50	
	ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	14,900	2.92	43,508.00	
小計		236,310		3,559,939.50	
				(339,297,833)	
合計				339,297,833	
				(339,297,833)	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	株式 42銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成20年12月30日現在）

I 資産総額	358,357,371 円
II 負債総額	584,588 円
III 純資産総額（I－II）	357,772,783 円
IV 発行済数量	1,554,513,740 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.2302 円 (2,302 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

＜ご参考＞グローバル・テクノロジー マザーファンドC】

（平成20年12月30日現在）

I 資産総額	355,689,739 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	355,689,739 円
IV 発行済数量	1,112,945,261 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.3196 円 (3,196 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期	1,541,269,317	969,463
第2期	75,907,740	117,157
第3期	22,344,685	14,955,270
第4期	0	16,942,081
第5期	0	9,089,645
第6期	0	6,860,500
第7期	0	32,521,870
第8期	0	1,797,306
第9期	0	1,754,710

（注1）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1期の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成20年12月末日現在）

- ・ 資本金の額 2,150,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間）
 - 平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。
 - 平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。
- ・ 会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

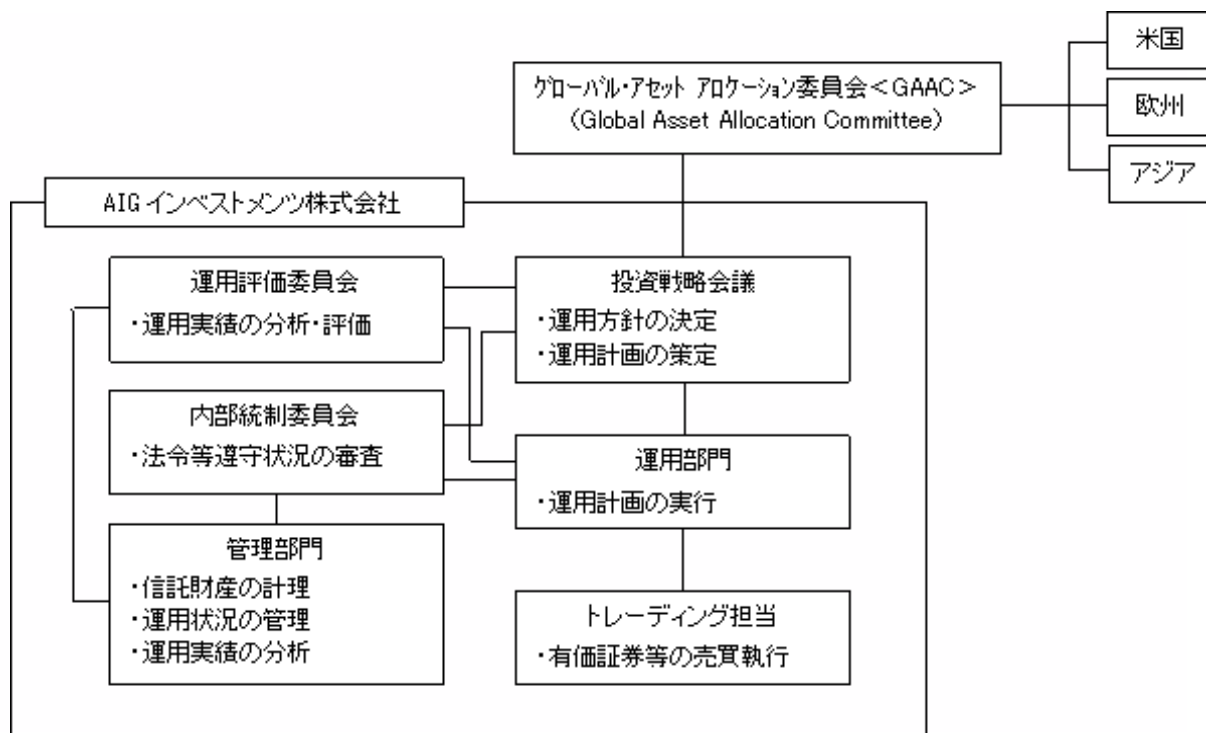
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、AIGグループの世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会

（Global Asset Allocation Committee(GAAC)：定期的に一堂に会しての開催も行われます。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



※上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成20年12月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託および私募投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	32	209,889百万円
合計	32	209,889百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。また、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当社は、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第24期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
資 産 の 部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
I 流動資産			千円	%		千円	%
現金			18			-	
預金	※4		6,101,858			-	
現金・預金	※4		-			3,767,774	
支払委託金							
収益分配金		415			352		
償還金		-	415		3,500	3,852	
前払費用			61,198			74,091	
未収入金			3,150			3,150	
未収委託者報酬			381,905			2,978,881	
未収投資顧問料	※3		1,119,645			1,695,414	
立替金			11,180			57,571	
繰延税金資産			130,081			140,772	
流動資産計			7,809,452	95.4		8,721,508	93.4
II 固定資産							
有形固定資産			86,731	1.1		214,884	2.3
建物	※1		-			59,945	
建物附属設備	※1		41,510			84,366	
工具器具備品	※1		45,220			70,572	
無形固定資産			10,374	0.1		130,533	1.4
ソフトウェア	※2		6,551			25,001	
ソフトウェア仮勘定			-			101,693	
電話加入権			3,823			3,839	
投資その他の資産			276,584	3.4		267,211	2.9
投資有価証券			-			814	
敷金保証金			171,031			114,553	
長期差入保証金			25,000			37,500	
預託金			1,164			164	
繰延税金資産			79,388			114,178	
固定資産計			373,690	4.6		612,629	6.6
資産合計			8,183,142	100.0		9,334,137	100.0

期別		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)			
負 債 の 部								
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
I 流動負債	※3		千円	%		千円	%	
未払金								
未払収益分配金		1,595			1,692			
未払償還金		-			3,500			
未払手数料		153,650			1,311,657			
その他未払金		143,675	298,920		254,185	1,571,035		
未払費用			1,410,825			1,854,453		
未払法人税等			976,914			583,563		
未払消費税等			78,106			185,557		
預り金			145,433			165,687		
賞与引当金			123,627			164,862		
役員賞与引当金			2,859			2,859		
流動負債計				3,036,688	37.1		4,528,019	48.5
II 固定負債								
退職給付引当金				170,171			244,458	
役員退職慰労引当金				5,421			7,454	
固定負債計			175,592	2.1		251,912	2.7	
負債合計			3,212,281	39.3		4,779,931	51.2	
純 資 産 の 部								
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
I 株主資本				%			%	
資本金			1,200,091	14.7		1,200,091	12.9	
利益剰余金								
利益準備金		54,300			265,112			
その他利益剰余金								
任意積立金		230,000			230,000			
繰越利益剰余金		3,486,470			2,859,112			
利益剰余金 合計			3,770,770	46.1		3,354,225	35.9	
株主資本合計			4,970,861	60.7		4,554,316	48.8	
II 評価・換算差額等								
その他有価証券評価差額金			-				△110	
評価・換算差額等合計			-				△110	
純資産合計				4,970,861	60.7		4,554,206	48.8
負債・純資産合計				8,183,142	100.0		9,334,137	100.0

(2) 【損益計算書】

	期別		第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
	科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比

				千円	%		千円	%	
経常損益の部の部	営業損益の部	営業収益							
		委託者報酬		9,122,541			11,144,644		
		投資顧問料		4,252,213			6,774,829		
		その他営業収益		13,333			12,000		
		営業収益計		13,388,089	100.0		17,931,474	100.0	
		営業費用							
		支払手数料		3,867,004			4,829,881		
		広告宣伝費		154,765			149,751		
		公告費		4,336			4,336		
		受益証券発行費		840			-		
		調査費							
		調査費	※3	459,998			662,655		
		委託調査費	※3	2,603,662	3,063,660		5,179,001	5,841,656	
		委託計算費			209,002			434,605	
		営業雑経費							
		通信費		39,409			43,982		
		印刷費		199,077			266,154		
		協会費		14,566			14,370		
		図書費		2,257	255,311		8,912	333,418	
		営業費用計			7,554,919	56.4		11,593,649	64.7
		一般管理費							
		給料	※1						
		役員報酬	※1	31,811			28,595		
		給料・手当	※1	1,192,631			1,555,793		
		賞与	※1	309,460			438,646		
	役員賞与	※1	14,198			11,053			
	賞与引当金繰入額	※1	123,627			164,862			
	役員賞与引当金繰入額	※1	2,859	1,674,589		2,859	2,201,809		
	交際費			15,324			36,508		
	寄付金			12,222			4,237		
	旅費交通費			89,726			87,619		
	租税公課			37,474			39,046		
	不動産賃借料			210,086			309,598		
退職給付費用			61,898			84,705			
退職金			5,664			-			
役員退職慰労引当金繰入額			2,032			2,032			
役員退職慰労金			3,867			-			
固定資産減価償却費			22,579			47,144			
業務委託費			158,257			191,937			
諸経費			198,371			295,362			
一般管理費計			2,492,096	18.6		3,300,002	18.4		
	営業利益			3,341,073	25.0		3,037,822	16.9	
営業外損益の部	営業外収益								
	受取利息			25			896		
	受取配当金			30			-		
	為替差益			3,213			-		
	雑収入			406			721		
	営業外収益計			3,676	0.0		1,617	0.0	
	営業外費用								
	為替差損			-			95,654		
	雑損失			2,789			538		
営業外費用計			2,789	0.0		96,192	0.5		
経常利益				3,341,960	25.0		2,943,246	16.4	

特別利益							
委託調査費戻入益			9,987			-	
その他有価証券売却益			2,201			81	
特別利益計			12,189	0.1		81	0.0
特別損失							
固定資産除却損	※4		6,917			57,755	
事務所移転費用			104			7,299	
特別損失計			7,022	0.1		65,054	0.4
税引前当期純利益			3,347,127	25.0		2,878,273	16.1
法人税等	※2		1,352,928	10.1		-	
法人税、住民税及び事業税			-			1,242,263	6.9
過年度法人税等			△ 14,688	△0.1		△ 10,166	△0.1
法人税等調整額			△ 209,469	△1.6		△ 45,406	△0.3
当期純利益			2,218,357	16.6		1,691,582	9.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
			任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日残高	1,200,091	53,000	230,000	1,282,366	1,565,366	2,765,457	-	-	2,765,457
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利益準備金の繰入れ	-	1,300	-	△ 1,300	-	-	-	-	-
利益処分による 役員賞与	-	-	-	△ 12,953	△ 12,953	△ 12,953	-	-	△ 12,953
当期純利益	-	-	-	2,218,357	2,218,357	2,218,357	-	-	2,218,357
当事業年度中の変動額 合計	-	1,300	-	2,204,104	2,205,404	2,205,404	-	-	2,205,404
平成19年3月31日残高	1,200,091	54,300	230,000	3,486,470	3,770,770	4,970,861	-	-	4,970,861

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
			任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	1,200,091	54,300	230,000	3,486,470	3,770,770	4,970,861	-	-	4,970,861
当事業年度中の変動 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	210,812	-	△ 2,318,940	△ 2,108,128	△ 2,108,128	-	-	△ 2,108,128
当期純利益	-	-	-	1,691,582	1,691,582	1,691,582	-	-	1,691,582
株主資本以外の項目 の 当事業年度中の変動 額 (純額)	-	-	-	-	-	-	△ 110	△ 110	△ 110
当事業年度中の変動 額 合計	-	210,812	-	△ 627,358	△ 416,545	△ 416,545	△ 110	△ 110	△ 416,655
平成20年3月31日残高	1,200,091	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	△ 110	△ 110	4,554,206

(重要な会計方針)

期 別 科 目	第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売上原価は移動平均法により算定)	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。 (2)無形固定資産 ソフトウェアは利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額を計上しております。 (追加情報) 役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、発生した期間の費用として処理することとしております。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ17,057千円減少しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 同 左

	(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末役員退職慰労金要支給額を計上しております。	(4)役員退職慰労引当金 同 左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。	同 左

(会計処理の変更)

項目	期別 第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、4,970,861千円であります。財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に渡り均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。又、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 27,269千円 工具器具備品 89,636千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,608千円 建物附属設備 19,625千円 工具器具備品 42,886千円
※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 33,984千円	※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 18,262千円
※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収投資顧問料 99,359千円 未払費用 422,646千円	※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収投資顧問料 51,119千円 未払費用 621,695千円
※4 信託資産 預金のうち、10,082千円は、直販顧客分別金信託契 約により、三菱UFJ信託銀行に信託しております。	※4 信託資産 現金・預金のうち、10,102千円は、直販顧客分別金 信託契約により、三菱UFJ信託銀行に信託しており ます。

(損益計算書関係)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 250,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内	※1 役員報酬の範囲額 同左
※2 法人税等は法人税、法人事業税、法人住民税であり ます。	※2 —
※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 626,829千円	※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 2,484,908千円
※4 固定資産除却損は、器具備品6,917千円であります。	※4 固定資産除却損は、建物附属設備31,897千円、器具 備品25,857千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	—	—	37,312 株
合 計	37,312 株	—	—	37,312 株

配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当の原資：利益剰余金 (ニ)基準日：平成19年3月31日

(ロ)配当金の総額：2,108,128千円 (ホ)効力発生日：平成19年6月28日

(ハ)一株当たり配当額：56,500円

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	—	—	37,312 株
合 計	37,312 株	—	—	37,312 株

配当に関する事項

配当支払額

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額：2,108,128千円

(ハ) 基準日：平成19年3月31日

(ロ) 一株当たり配当額：56,500円

(ニ) 効力発生日：平成19年6月28日

(リース取引関係)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当ありません。																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相 当 額</td><td>減価償却 累 計 額 相 当 額</td><td>期末残高 相 当 額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>7,886</td><td>7,886</td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>7,886</td><td>7,886</td><td>0</td></tr></table>		取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額		千円	千円	千円	器具及び備品	7,886	7,886	0	合 計	7,886	7,886	0	
	取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額														
	千円	千円	千円														
器具及び備品	7,886	7,886	0														
合 計	7,886	7,886	0														
(2) 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 0 千円 1 年超 0 合 計 0	(2) 未経過リース料期末残高相当額 該当ありません。																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,604 千円 減価償却相当額 1,445 支払利息相当額 33	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 該当ありません。																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 該当ありません。																
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 該当ありません。																

(有価証券関係)

第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
----------------------	----------------------

その他有価証券で時価のあるもの 該当ありません。 当事業年度に売却したその他有価証券 売却額： 111,027 千円 売却益の合計額： 2,201 売却損の合計額： 0	その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)			
	区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
	①投資信託受益証券	1,000	814	185
当事業年度に売却したその他有価証券 売却額： 2,081 千円 売却益の合計額： 81 売却損の合計額： 0				

(デリバティブ関係)

第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	△ 170,171	△ 244,458
(2) 年金資産	-	-
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△ 170,171	△ 244,458
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	△ 170,171	△ 244,458
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	△ 170,171	△ 244,458

3. 退職給付費用の内訳

	第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	61,898	84,705
(1) 勤務費用	61,898	84,705
(2) 利息費用	—	—
(3) 期待運用収益（減算）	—	—
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	—	—

4. 退職給付債務の計算基礎

	第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
(1) 割引率	—	—
(2) 期待運用収益率	—	—
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	—	—
(4) 過去勤務債務の処理年数	—	—

(5) 数理計算上の差異の処理年数	—	—
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	—

(税効果会計関係)

第22期 平成19年3月31日現在		第23期 平成20年3月31日現在	
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳		1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳	
(単位：千円)		(単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金繰入超過額	69,259	退職給付引当金繰入超過額	93,744
賞与引当金繰入超過額	50,316	賞与引当金繰入超過額	68,262
未払事業税	68,179	未払事業税	45,340
その他	21,713	その他有価証券評価差額金	76
		未払金	23,341
		その他	24,187
繰延税金資産小計	209,469	繰延税金資産小計	254,950
評価性引当額	-	評価性引当額	-
繰延税金資産合計	209,469	繰延税金資産合計	254,950
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	
(調整)			
交際費等永久に損金に参入されない項目	0.41%		
住民税均等割	0.07%		
評価性引当金額の増減額	△4.86%		
その他	△2.15%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.16%		

[次へ](#)

（関連当事者との取引）

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有直接100%	兼任1名	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	一任及び助言業務報酬の受取 ※2	千円 181,289	未収投資顧問料	千円 99,359
								委託調査費の支払 ※1	626,829	未払費用	422,646

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	（本社）アメリカ、デラウェア州（支店）東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	販売会社契約	代行手数料の支払 ※5	千円 2,235,637	未払費用	千円 50,850
親会社の 子会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・ファンド・マネジメント・リミテッド	アイルランド、ダブリン市	千USドル 1,167	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ※2	千円 892,581	未収投資顧問料	千円 235,882
親会社の 子会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 ※1	千円 252,403	未払費用	千円 155,684
親会社の 子会社	エイアイユー・インシュアランス・カンパニー日本支店	（本社）アメリカ、ニューヨーク州（支店）東京都千代田区	千USドル 8,000	損害保険会社	-	-	賃貸借契約	賃料の支払 ※3	千円 168,679	前払費用	千円 33,794
								敷金の支払 ※4	-	敷金保証金	165,085

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

※1 助言契約に基づく投資顧問料の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

※2 一任契約及び助言契約に基づく投資顧問料の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

※3 賃貸借契約に基づき賃料を支払っております。

※4 賃貸借契約に基づき敷金を差し入れております。

※5 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有直接100%	兼任1名	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払※1	千円 2,484,908	未払費用	千円 621,695

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社)アメリカ、デラウェア州 (支店)東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ※2	千円 1,734,284	未収投資顧問料	千円 439,557
							販売会社契約	代行手数料の支払 ※3	千円 2,576,333	未払費用	千円 1,201,427
親会社の子会社	アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社	(本社)東京都千代田区	千円 110,000	損害保険会社	-	-	賃貸借契約	敷金の支払 ※4	千円 14,530	敷金保証金	千円 114,553
親会社の子会社	千代田コンサルタンツ株式会社	(本社)東京都千代田区	千円 129,000	不動産業、保険代理店業務	-	-					
親会社の子会社	AIGインベストメント・マネジメント投資顧問株式会社	(本社)東京都墨田区	千円 100,000	投資顧問業	-	-	事業譲渡契約	事業譲受 ※5	千円 譲受資産合計 190,708 譲受負債合計 1,800 譲受対価 188,907	-	-

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

※1 助言契約に基づく投資顧問料の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

※2 一任契約及び助言契約に基づく投資顧問料の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

※3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

※4 賃貸借契約に基づき敷金を差し入れております。賃貸契約はアメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社、千代田コンサルタンツ株式会社との三社間契約となっております。

※5 事業譲渡契約書第3条に定める事業譲渡の対価は、平成19年8月9日付けの確認書で決定されております。

但し、当期より営業収益、営業費用及び一般管理費については、取引金額が営業収益又は営業費用及び一般管理費の10%以下の取引は重要性が無いため、記載しておりません。

(企業結合関係)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日										
該当事項はありません。	(パーチェス法適用) 1.被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率 (1)被取得企業の名称及び事業の内容 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社、投資顧問業 (2)企業結合を行った主な理由 事業譲受による運用資産の増大により、最良投資機会の拡大及びクレジット分析力を中心とした特に国内債券の運用力の向上を図ると共に、運用本部を株式運用本部と債券運用本部に区分し、専門性をより強化した運用体制の構築を図りました。 (3)企業結合日 平成19年4月1日 (4)企業結合の法的形式 事業譲受 (5)結合後企業の名称 エイアイジー投信投資顧問株式会社 (6)取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。 2.財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 3.被取得企業の取得原価及びその内訳 取得の対価 現金 <u>188,907千円</u> 取得原価 <u>188,907千円</u> 4.株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。 5.発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 該当事項はありません。 6.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 <table data-bbox="845 1411 1189 1500"> <tr> <td>流動資産</td> <td>39,395千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td><u>151,312千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>190,708千円</u></td> </tr> </table> (2)負債の額 <table data-bbox="845 1523 1189 1590"> <tr> <td>流動負債</td> <td><u>1,800千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1,800千円</u></td> </tr> </table> 7.取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。 8.企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 該当事項はありません。	流動資産	39,395千円	固定資産	<u>151,312千円</u>	合計	<u>190,708千円</u>	流動負債	<u>1,800千円</u>	合計	<u>1,800千円</u>
流動資産	39,395千円										
固定資産	<u>151,312千円</u>										
合計	<u>190,708千円</u>										
流動負債	<u>1,800千円</u>										
合計	<u>1,800千円</u>										

(1株当たり情報)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1株当たり純資産額 133,224.21 円 1株当たり当期純利益 59,454.25 円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 122,057.41 円 1株当たり当期純利益 45,336.15 円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当期純利益(千円)	2,218,357	1,691,582
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	2,218,357	1,691,582
普通株式の期中平均株式数	37,312	37,312

(重要な後発事象)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1.事業譲受 (AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社の事業全部の譲受け) 平成19年2月8日付で、AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社と事業譲渡契約を締結し、平成19年4月1日付で同社の事業全部を譲受けました。 (事業譲受けの理由) 事業譲受による運用資産の増大により、最良投資機会の拡大及びクレジット分析力を中心とした特に国内債券の運用力の向上を図ると共に、運用本部を株式運用本部と債券運用本部に区分し、専門性をより強化した運用体制の構築を図りました。 (AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社の概要) AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社は、AIGグループの保険会社の資産運用のみを目的に2004年に設立された投資顧問会社で、東京都墨田区に本店を構え債券を中心に約8兆円の資産を運用しておりました。 (譲受ける事業の内容) 有価証券に関する投資顧問業 (譲受ける資産・負債の額) 資産の額： 190,708 千円 負債の額： 1,791 千円 2.募集株式の発行に関する事項 該当ありません。	1.事業譲受 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの事業全部の譲受け) 平成20年1月18日付で、エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲受けました。 (事業譲受けの理由) 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの概要) エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクは、機関投資家を対象とした当社の運用する各種ファンドを販売することを目的として平成14年に開設され、ヘッジ・ファンドを中心に、開設以来6年間で約4,200億円のファンドの募集を取扱って参りました。 (譲受ける事業の内容) 有価証券関連業 (譲受ける資産・負債の額) 資産の額： 3,467,000 千円 負債の額： 149,000 千円 2.募集株式の発行に関する事項 平成20年6月26日開催の当社取締役会において、普通株式の発行を決議致しました。 募集株式の数：普通株式2,688株 募集株式の払込金額：947,574,478円（1株につき金352,520円27銭） 増加する資本金額（資本組入額）：金473,787,239円 増加する資本準備金：473,787,239円 募集株式の割当：発行する募集株式1株の全部につき、募集株式はすべてこれを当会社株主であるエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープに割り当てる。 募集株式と引換えにする金銭の払込の期間：平成20年6月27日から平成20年7月4日まで 増資の理由及び資金の使途 1.増資の理由 自己資本の充実 2.資金の使途 事業資金

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表
(平成20年9月30日現在)

科 目	注記 番号	金 額	構成比	科 目	注記 番号	金 額	構成比
(資 産 の 部)		千円	%	(負 債 の 部)		千円	%
I 流 動 資 産				I 流 動 負 債			
現金・預金	*1	5,235,657		預り金		39,100	
支払委託金				未払金		241,926	
収益分配金		3,852		未払費用		2,773,878	
前払費用		97,831		未払法人税等		22,176	
未収入金		322,222		未払消費税等	*3	49,183	
未収委託者報酬		495,746		賞与引当金		464,389	
未収運用受託報酬		1,595,759		役員賞与引当金		9,854	
その他		10,244		その他		248,967	
流動資産 計		7,761,313	83.3	流動負債 計		3,849,475	41.3
II 固 定 資 産				II 固 定 負 債			
有形固定資産	*2			退職給付引当金		345,884	
建物		58,641		役員退職慰労引当金		8,611	
建物附属設備		114,128		債務保証損失引当金		156,824	
工具器具備品		80,324		固定負債 計		511,320	5.5
有形固定資産 計		253,094	2.7	負 債 合 計		4,360,796	46.8
無形固定資産				(純 資 産 の 部)			
電話加入権		3,875		I 株 主 資 本			
ソフトウェア		199,635		資本金		1,673,878	18.0
ソフトウェア仮勘定		45,622		資本剰余金		473,787	
のれん		639,484		資本準備金		473,787	5.1
無形固定資産 計		888,618	9.5	資本剰余金 合計		473,787	
投資その他の資産				利益剰余金		265,112	
投資有価証券		97,960		利益準備金		230,000	
繰延税金資産		120,240		繰越利益剰余金		2,313,363	
敷金保証金		151,003		利益剰余金 合計		2,808,476	30.1
長期差入保証金		37,500		株主資本合計		4,956,142	53.2
長期前払費用		2,000		II 評価・換算差額等			
預託金		364		その他有価証券評価差額金		△ 1,802	
投資その他の資産 計		409,069	4.4	評価・換算差額等合計		△ 1,802	△0.0
固定資産 計		1,550,782	16.6	純資産 合計		4,954,339	53.2
III 繰 延 資 産							
株式交付費		3,040					
繰延資産 計		3,040	0.0				
資 産 合 計		9,315,136	100.0	負 債 ・ 純 資 産 合 計		9,315,136	100.0

(注) 記載金額は千円未満切捨てて表示しております。

(2)中間損益計算書
自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月30日

科 目	注記番号	金 額		百分比
			千円	%
営 業 収 益				
委託者報酬		5,426,378		
運用受託報酬		2,977,742		
その他営業収益	*2	112,375		
営業収益 計			8,516,497	100.0
営業費用及び一般管理費	*1		8,369,605	98.3
営業利益			146,892	1.7
営業外収益				
受取利息		4,595		
為替差益		12,587		
その他		54		
営業外収益 計			17,238	0.2
営業外費用				
雑損		2,804		
株式交付費償却		276		
営業外費用 計			3,080	0.0
経常利益			161,051	1.9
特別利益				
投資有価証券売却益		100		
特別利益 計			100	0.0
特別損失				
投資有価証券売却損		32		
固定資産除却損		6,415		
債務保証損失引当金繰入額		156,824		
前期業務委託費修正		392,255		
特別損失 計			555,528	6.5
税引前中間純損失			394,377	4.6
法人税、住民税及び事業税			15,498	0.2
法人税等調整額			135,872	1.6
中間純損失			545,748	6.4

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(3)中間株主資本等変動計算書

自 平成20年4月 1日

至 平成20年9月30日

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金 任意積 立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
前期末残高	1,200,091	-	-	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	△ 110	△ 110	4,554,206
当中間会計期間変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	473,787	473,787	473,787	-	-	-	-	947,574	-	-	947,574
剰余金の配当			-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間純損失			-	-	-	△ 545,748	△ 545,748	△ 545,748	-	-	△ 545,748
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 （純額）	-		-	-	-	-	-	-	△ 1,692	△ 1,692	△ 1,692
当中間会計期間中の変動 額合計	473,787	473,787	473,787	-	-	△ 545,748	△ 545,748	401,826	△ 1,692	△ 1,692	400,133
当中間会計期間末残高	1,673,878	473,787	473,787	265,112	230,000	2,313,363	2,808,476	4,956,142	△ 1,802	△ 1,802	4,954,339

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

期別 項目	第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産額の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。又、当中間会計期間から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度を開始しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末退職金要支給額を計上しております。 (5) 債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

項目	期別	第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
リース取引に関する会計基準等		当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

項目	期別	第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
中間貸借対照表関係		前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当中間会計期間より、「未収運用受託報酬」として表示しております。
中間損益計算書関係		前中間会計期間において「投資顧問料」として表示していたものは、当中間会計期間より、「運用受託報酬」として表示しております。

(中間貸借対照表関係)

項目	期別	第24期 中間会計期間末 平成20年9月30日現在						
*1. 信託資産		現金・預金のうち、20,121千円は直販顧客分別金信託 契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。						
*2. 有形固定資産の減価償却累計額		<table><tr><td>建 物</td><td>3,912千円</td></tr><tr><td>建 物 附 属 設 備</td><td>30,271千円</td></tr><tr><td>工 具 器 具 備 品</td><td>57,564千円</td></tr></table>	建 物	3,912千円	建 物 附 属 設 備	30,271千円	工 具 器 具 備 品	57,564千円
建 物	3,912千円							
建 物 附 属 設 備	30,271千円							
工 具 器 具 備 品	57,564千円							
*3. 消費税等の取り扱い		仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。						

(中間損益計算書関係)

項目	期別	第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
*1. 減価償却実施額	有形固定資産 無形固定資産	26,835千円 32,166千円
*2. その他営業収益	当中間会計期間より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

期別	第24期 中間会計期間					摘要
項目	自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日					
1.発行済株式に関する事項	<u>株式の種類</u>	<u>前会計年度 末株式数</u>	<u>当中間会計期 間増加株式数</u>	<u>当中間会計期 間減少株式数</u>	<u>当中間会計 期間末株式数</u>	
	普通株式(株)	37,312	2,688	-	40,000	
2.自己株式に関する事項	該当事項はありません。					
3.新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。					
4.配当に関する事項	該当事項はありません。					

(リース取引関係)

第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期 中間会計期間末 平成20年9月30日現在			
その他有価証券（時価のあるもの） 当中間会計期間末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)			
単位：千円			
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
投資信託受益証券	101,000	97,960	3,040

(デリバティブ取引関係)

第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第24期 中間会計期間
自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月30日

(パーチェス法適用)

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率
 - (1) 被取得企業の名称及び事業の内容
エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業
 - (2) 企業結合を行った主な理由
当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。
 - (3) 企業結合日
平成20年5月1日
 - (4) 企業結合の法的形式
事業譲受
 - (5) 結合後企業の名称
AIGインベストメンツ株式会社
 - (6) 取得した議決権比率
事業譲受のため、該当事項はありません。
2. 中間財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成20年5月1日から平成20年9月30日まで
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳
取得の対価

現金	3,343,544千円
取得原価	3,343,544千円
4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額
該当事項はありません。
5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
 - (1) 資産の額

流動資産	2,696,594千円
固定資産	32,886千円
合計	2,729,480千円
 - (2) 負債の額

流動負債	38,407千円
合計	38,407千円
7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	123,858円49銭
1株当たり中間純損失	14,115円40銭
(注)	
1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載していません。	
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
中間損益計算書上の中間純損失	545,748千円
普通株式に係る中間純損失	545,748千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	38,663株

(重要な後発事象に関する注記)

第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日					
重要な後発事象					
1. (募集株式の発行に関する事項) 平成20年12月19日開催の当社取締役会において、普通株式の発行を決議致しました。 募集株式の数：普通株式1,000株 募集株式の払込金額：680,000千円（1株につき金680千円） 増加する資本金額（資本組入額）：金476,121千円 増加する資本準備金：払い込み金額9,076,494米ドルの払込日当日レートを用いて円換算された金額から上記資本組入額を控除した金額 募集株式の割当：発行する募集株式1株の全部につき、募集株式はすべてこれを当会社株主であるエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープに割り当てる。 募集株式と引換えにする金銭の払込の期間：平成20年12月22日から平成20年12月30日まで 増資の理由及び資金の使途 <table> <tr> <td>1) 増資の理由</td><td>自己資本の充実</td></tr> <tr> <td>2) 資金の使途</td><td>事業資金</td></tr> </table>		1) 増資の理由	自己資本の充実	2) 資金の使途	事業資金
1) 増資の理由	自己資本の充実				
2) 資金の使途	事業資金				
2. (AIGの事業再編計画について) AIG Investments が属するAIG（アメリカン・インターナショナル・グループ）は米国東部時間平成20年10月3日にAIG グループ全体の事業再編計画を発表致しました。当事業再編計画によると、譲渡予定の事業・資産の一部として当社が属するAIG Investments が含まれております。					

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 「受託会社」

①名称及び資本金の額

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円（平成20年9月末日現在）

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 「販売会社」

①名称及び資本金の額

アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー
300万米ドル（平成20年3月末現在）

②事業の内容

保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1) 「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1) 「受託会社」

該当事項はありません。

2) 「販売会社」

該当事項はありません。

《参考情報》再信託受託会社の概要

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円（平成20年9月末日現在）

資本構成 : 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、
明治安田生命保険相互会社10%、農中信託銀行株式会社10%

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

《参考情報》「マザーファンドの投資助言会社」

AIG サンアメリカ・アセット・マネジメント・コープ（AIG SunAmerica Asset Management Corp.）

当ファンドが主要投資対象とする「グローバル・テクノロジー マザーファンドC」について、委託会社に対し、投資に関する助言業務を行います。

第3【参考情報】

平成20年2月29日

有価証券届出書、有価証券報告書 提出

平成20年8月29日

有価証券届出書の訂正届出書、半期報告書 提出

独立監査人の監査報告書

平成21年1月21日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアリコ グローバル・テクノロジー・ファンドの平成19年12月1日から平成20年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アリコ グローバル・テクノロジー・ファンドの平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I G インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

A I G インベストメンツ株式会社
(旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年1月18日付でエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲り受けた。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年6月26日開催の取締役会において、普通株式の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月29日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大 畑 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年12月19日開催の取締役会において、普通株式の発行を決議した。

重要な後発事象に記載されているとおり、AIGグループの事業再編計画における譲渡予定の事業・資産の一部として会社が属するAIG Investmentsが含まれている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年1月22日

エイアイジー投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアリコ グローバル・テクノロジー・ファンドの平成18年12月1日から平成19年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アリコ グローバル・テクノロジー・ファンドの平成19年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

エイアイジー投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

エイアイジー投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているエイアイジー投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイアイジー投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成19年4月1日にエイアイジー投信投資顧問株式会社は、A I G インベストメントマネジメント投資顧問株式会社の事業の全部を譲り受けた。

重要な会計方針に記載されているとおり、当事業年度より役員賞与を発生した期間の費用としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。